

発行所

株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678 Fax :06-6209-8145

### 未払役員報酬の辞退と源泉徴収

**Q** : 私は、不動産管理会社を営んでいます。ここ数カ月資金繰りの関係で、役員報酬が未払いとなっています。

この未払報酬を辞退しようと思うのですが、所得税の源泉徴収はしなくてもよいでしょうか。

**A** : 源泉徴収はしなければなりません。

#### 【解説】

所得税では、給与等の支払者が、源泉徴収の対象となるもので未払いのものについて、その債務免除を受けた場合には、その債務の免除を受けた時においてその支払いがあったものとして源泉徴収を行わなければならないこととされていますから、役員等が役員報酬を辞退した場合には、会社はその報酬の受領を辞退した時に、未払いとなっている役員報酬をその役員に支給したものととして所得税を源泉徴収しなければなりません。

ただし、その報酬の受領辞退が、会社の債務超過の状態が相当期間継続しているため、その支払いをすることができないと認められる場合に行われるものであるときは、源泉徴収しなくてよいこととされています。

また、報酬等で、その報酬等の支給日の到来前に受領辞退の意思表示をして辞退したのものについても源泉徴収する必要はありません。

ご質問の場合、未払いになっている役員報酬を辞退した場合には、辞退の時に報酬の支払いがあったものとして源泉徴収する必要があります。

